

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策のため、省エネルギー及び創エネルギーに寄与する家庭用環境配慮型設備(附帯設備を含む。以下同じ。)の普及促進を図ることを目的として、家庭用環境配慮型設備を住宅又はその敷地に設置する者に対し、商品券を交付すること(以下「家庭用環境配慮型設備設置奨励事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する戸建ての建物で、その床面積の2分の1以上に相当する部分が居住の用に供されるものをいう。
- (2) 既存住宅 市内の既存の住宅で、現に人の居住の用に供されているものをいう。
- (3) 建築予定住宅 市内の建築予定又は建築工事が完了していない住宅をいう。
- (4) 商品券 春日部市商業協同組合が発行する市内共通商品券をいう。

(対象設備)

第3条 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業の対象となる設備(以下「対象設備」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

(対象者)

第4条 家庭用環境配慮型設備設置奨励事業の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象設備を設置する住宅(以下「対象住宅」という。)に居住(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をしていることをいう。以下同じ。)していること(第11条第1項の規定による報告を行う日までに対象住宅に居住することとなる者を含む。)
- (2) 対象住宅を所有し、又は所有する予定であること(対象者と住所を一にする者が所有し、又は所有する予定であるものを含む。)
- (3) 対象者及び当該建物に居住する者に市税等(市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び延滞金をいう。以下同じ。)の滞納がないこと。
- (4) 対象住宅(対象住宅の敷地である土地に新たに設置又は増設する場合にあっては、当

該土地)に補助対象者以外の所有者(所有予定者を含む。)が存在する場合は、すべての所有者から対象設備を設置することにつき同意を得ていること。

(商品券の額等)

第5条 商品券の額は、別表第2により算出した額以内の額とし、かつ、予算の範囲内において市長が定める額とする。

2 商品券の交付は、対象住宅又は対象住宅に居住する世帯に対して、対象設備の種類ごとに1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 商品券の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度4月1日(4月1日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日)から11月末日(11月末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までの間で、かつ、対象設備の設置工事予定日の前日までに、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書添付書類確認表(様式第2号)
- (2) 事業計画書(交付申請用)(様式第3号)
- (3) 工事請負契約書、商品売買契約書又は注文書及び注文請書等(収入印紙の貼付のあるもの)の写し
- (4) 太陽光発電設備機器内訳書(様式第4号)
- (5) 対象設備の要件である仕様、規格等を確認できるもの(カタログ等)の写し
- (6) 対象住宅の案内図(縮尺1500分の1程度)
- (7) 対象設備の設置前のカラー写真(建物全体及び設置予定場所が確認できるもの)
- (8) 市税等の納付状況を確認できる書類(過去5年分)
- (9) 申請者及び申請者と住所を一にする者の住民票の写し
- (10) 対象住宅の所有者を確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、申請者が交付申請書に市民税等及び住民情報の調査同意書(様式第5号)を添付し、かつ、市長が前項第8号から第10号までに係る状況を確認することができるときは、同項第8号から第10号までに掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、対象住宅の所有権取得から1年未満である場合又は太陽光発電設備を設置する場合は、前項第10号に掲げる書類を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応

じて現地調査を行い、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、速やかに春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、前条の規定による交付決定の内容を変更（交付決定額の増額変更を除く。）し、又は条件を付することができる。

（申請内容の取下げ）

第9条 交付決定者は、第7条の春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付（不交付）決定通知書により交付決定を受けた後に、対象設備の設置を取りやめたときは、速やかに春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請取下書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 交付決定者は、市長の要求があったときは、対象設備の設置等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、対象設備の設置を完了した日から30日以内又は当該設置が完了した日の属する年度の2月20日（2月20日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書添付書類確認表（様式第11号）
- (2) 事業結果報告書（実績報告用）（様式第12号）
- (3) 対象設備の設置に係る領収書（収入印紙の貼付のあるもの）の写し
- (4) 領収内訳書（様式第13号）
- (5) 電力会社との接続契約を証する書類の写し（太陽光発電設備の場合）
- (6) 対象設備の設置後のカラー写真（対象設備の設置状況が確認できるもの）
- (7) 対象住宅の所有者を確認できる書類
- (8) 交付決定者及び交付決定者と住所を一にする者の住民票の写し

(9) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が交付申請書に市民税等及び住民情報の調査同意書を添付し、かつ、市長が前項第7号及び第8号に係る状況を確認することができるときは、同項第7号及び第8号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、建築予定住宅に対象設備を設置した場合は、同項第7号に掲げる書類を提出しなければならない。

(商品券の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付確定通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

(商品券の交付)

第13条 前条の春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付確定通知書を受けた交付決定者は、当該交付確定通知書の通知日の属する年度の末日（年度の末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに、当該交付確定通知書を市長に提示し、商品券を受領するものとする。

2 前項の規定により、商品券を受領した者（以下「受領者」という。）は、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業受領書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者又は受領者が次の各号のいずれかに該当するときは、商品券の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により商品券の交付を受けたとき。

(2) 第9条の春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請取下書が提出されたとき。

(3) 商品券交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 前項の規定による商品券の交付取消の通知は、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付取消通知書（様式第16号）によるものとする。

(商品券の返還)

第15条 市長は、前条の規定により商品券の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、商品券が交付されているときは、受領者に対し、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業返還命令書（様式第17号）により、既に交付した商品券の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査協力等)

第16条 受領者は、市長の要求があったときは、対象設備に関するアンケートの回答に協力しなければならない。

2 受領者は、設置した対象設備に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を対象設備の設置工事完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 受領者は、対象設備について、その設置工事完了の日の属する年度の翌年度から5年間、適切に管理し、同期間を経過するまでの間は商品券の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 前項の期間において、対象住宅の売却等対象設備を処分する必要があるときは、あらかじめ春日部市家庭用環境配慮型設備財産処分承認申請書(様式第18号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があったときは、その内容を審査し、春日部市家庭用環境配慮型設備処分承認(不承認)通知書(様式第19号)により受領者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱の廃止)

2 春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱(平成30年3月23日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第3条関係）

対象設備の種類	要件
太陽光発電設備（太陽電池モジュール・パワーコンディショナ・電力量計の3点を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅となってから3か月以上経過した対象住宅又はその敷地に設置するものであること（春日部市住宅用太陽光発電設備設置補助金交付要綱に基づく補助又はこの要綱に基づく商品券の交付を受けていない既存住宅又は世帯にあつては、増設分の設置を含む。ただし、既設分と増設分を合わせて太陽電池の公称最大出力の合計が10kW未満である場合に限る。）。 ・太陽電池の公称最大出力の合計が1kW以上10kW未満であること。 ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は同等以上の品であること。 ・電力会社との間で接続契約を実績報告時までに締結するものであること。
家庭用燃料電池 コージェネレーション 設備（エネファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・燃料電池の排熱を給湯や暖房に利用、50ℓ以上の貯湯タンクを有し、低位発熱量基準の総合効率が80%以上であること。 ・停電時発電継続機能付であること。
家庭用ガスエンジン コージェネレーション 設備（エコウィル）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・ガスエンジンの排熱を給湯や暖房に利用、50ℓ以上の貯湯タンクを有し、低位発熱量基準の総合効率が80%以上であること。 ・一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）の認証又は同等以上の品であること。
太陽熱利用設備（自然 循環型・強制循環型）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・太陽熱を利用する集熱器と50ℓ以上の貯湯タンク部を有するものであること。 ・一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品のBL-b s部品の認定品であること。
地中熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・地中熱を給湯や暖房に利用し、年間エネルギー効率（年間供給熱量を年間消費電力量で除して得た数値）が3.0以上であること。
定置用 リチウムイオン 蓄電池設備	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・蓄電池容量は1kWh以上であること。 ・太陽光発電設備を接続した住宅と電氣的に接続し固定するものであること。 ・一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証又は同等以上の品であること。
電気自動車等 充給電設備（V2H）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅又は建築予定住宅に設置するものであること。 ・電気自動車等と充給電し、太陽光発電設備を接続した住宅と接続するものであること。 ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業の対象機器であること。

その他の要件

- ・ 対象設備は、未使用品であること。

別表第2（第5条関係）

対象設備の種類		商品券の額
太陽光発電設備（太陽電池モジュール・パワーコンディショナ・電力量計の3点を含む。）		新たに設置し、又は増設する太陽電池の公称最大出力の値（単位はkWとし、小数点第2位以下を切捨てた値で、4.0kW以内とする。）に15,000円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備（エネファーム）		設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50,000円を限度額とする。
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備（エコウィル）		設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度額とする。
太陽熱利用設備	自然循環型	設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度額とする。
	強制循環型	設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度額とする。
地中熱利用設備		設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度額とする。
定置用リチウムイオン蓄電池設備		蓄電池容量（単位はkWhとし、小数点第2位以下を切捨てた値で、5.0kWh以内とする。）に10,000円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
電気自動車等充給電設備（V2H）		設置に要する費用の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30,000円を限度額とする。

様式第1号（第6条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
 申請者 住 所
 フリガナ
 氏 名
 電話番号 ()

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 設備等

設置予定場所	春日部市
住宅の所有者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（省略可）
土地の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（省略可） <input type="checkbox"/> 申請者と異なる場合は、設置の同意を得ている ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>
設置する設備の種類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（太陽電池モジュール出力 kW） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 コージェネレーション設備（エネファーム） <input type="checkbox"/> 家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備（エコウィル） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 自然循環型 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 強制循環型 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池設備（蓄電池容量 kWh） <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備（V2H）
商品券交付申請額	円
工事着工予定日	年 月 日
工事完了又は引渡予定日	年 月 日
対象設備を設置する建物等の種類 ※該当するいずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 建築予定：住宅の建築に併せて（同時に）設置

2 申請手続の委任

本奨励金申請に係る業務を、下記の者に委任します。		申請者氏名	印
代理人情報			
住 所			
会 社 名			
電話番号		担当者氏名	

様式第2号（第6条関係）

交付申請書添付書類確認表

申請者 氏名 _____

	交付申請書添付書類の項目	住宅種別における申請区分	
		□既存	□建築予定
①	春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請書（様式第1号）		
②	事業計画書（交付申請用）（様式第3号）		
③	工事請負契約書、商品売買契約書又は注文書及び注文請書等の写し ※収入印紙有		
④	太陽光発電設備機器内訳書（様式第4号） ※太陽光発電設備の場合		
⑤	カタログ等の写し（事業計画書（交付申請用）（様式第3号）に記載の仕様が確認できるもの）		
⑥	対象設備を設置する住宅の案内図 ※住宅（土地）の場所が確認できるもの		
⑦	設置前のカラー写真（建物全体及び設置場所） ※太陽光発電設備の場合は、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ及び電力量計の写真		
⑧	市民税等及び住民情報の調査同意書（様式第5号） ※同居する納税義務者全員分		
⑨	納税証明書 ※⑧の同意書がない場合（過去5年分）		
⑩	住民票の写し（原本）（発行後3か月以内） ※⑧の同意書がない場合		
⑪	住宅の所有者を確認できる書類（下記のいずれか） ※太陽光発電設備の場合は必須 ※その他の設備については住宅取得から1年未満の場合（⑧の同意書がない場合は、住宅取得から1年以上の場合でも必須）		
	(1) 完了検査の検査済証の写し（本人あて発行されているもの）		
	(2) 引渡証の写し		
⑫	(3) 登記事項証明書（登記簿謄本）原本（発行後3か月以内） ※登記情報提供サービスは不可		
	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類で判断できない時		

※添付した書類の該当欄（申請区分の列）に、○を記入してください。

添付した書類の確認をしました。 □申請者と同じ（以下記載不要）		
確認者	会社名	氏名
	電話番号 ()	

様式第3号（第6条関係）

事業計画書（交付申請用）

対象設備	仕様	商品券交付申請額(円)
太陽光発電設備	製造者 別紙のとおり 型名（太陽電池モジュール） 別紙のとおり 太陽電池モジュール出力 別紙のとおり 型名（パワコン） 別紙のとおり	
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備 （エネファーム）	製造者 型名（発電） 発電出力 kW 型名（貯湯） 貯湯容量 L	
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備 （エコウィル）	製造者 型名（発電） 発電出力 kW 型名（貯湯） 貯湯容量 L	
太陽熱利用設備 （自然循環型）	製造者 型名 貯湯容量 L 集熱面積 m ²	
太陽熱利用設備 （強制循環型）	製造者 型名（貯湯） 貯湯容量 L 型名（集熱） 集熱面積 m ²	
地中熱利用設備	製造者 型名 能力 冷房 kW 暖房 kW	
定置用 リチウムイオン蓄電池設備	製造者 型名 蓄電池容量 kWh	
電気自動車等 充電設備（V2H）	製造者 型名	
合 計		

様式第4号（第6条関係）

太陽光発電設備機器内訳書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号 ()

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業に係る太陽光発電設備の機器内訳は、次のとおりです。

機器の概要

太陽電池モジュール					
製造者		型名	公称最大出力(W)	枚数	公称最大出力計(W)
①					
②					
③					
④					
太陽電池モジュールの公称最大出力の合計					W
太陽電池モジュール出力（小数点第2位以下切り捨て）					kW
パワーコンディショナ					
製造者		型名	定格出力(kW)	台数	
①					
②					

市民税等及び住民情報の調査同意書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
申請者 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業の申請に関する手続きに関し、申請者及び同居する世帯の市税等の課税台帳及び住民基本台帳等の情報について、関係部署に調査、照会又は閲覧することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
フリガナ	フリガナ
氏 名 印	氏 名 印
住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ	住 所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ
フリガナ	フリガナ
氏 名 印	氏 名 印

※記載にあたって

- 1 市税等の課税対象者で、実績報告時までに対象設備を設置する住宅に居住する全ての方について、同意する方が自ら署名してください。
- 2 市税等とは、市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び延滞金を指します。
- 3 同意が必要な方の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載しても差し支えありません。

様式第6号（第7条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

年 月 日付で申請のあった春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業については、次のとおり決定したので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第7条の規定により通知します。

交付決定番号	第 号
設置場所	春日部市
商品券交付決定額	円

(交付決定額内訳)

太陽光発電設備	円
(太陽電池モジュール出力)	(kW)
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備 (エネファーム)	円
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備 (エコウィル)	円
太陽熱利用設備 (自然循環型)	円
太陽熱利用設備 (強制循環型)	円
地中熱利用設備	円
定置用リチウムイオン蓄電池設備	円
(蓄電池容量)	(kWh)
電気自動車等充給電設備 (V2H)	円

交付条件

- 1 対象設備設置に係る計画の変更（軽微な変更であると市長が認めた場合を除く。）をしようとするときは、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業変更承認申請書（様式第7号）に必要書類を添付し、市長の承認を受けること。また、設置を取りやめるときは、春日部市家庭用環境配慮型設置奨励事業交付申請取下書（様式第9号）を提出すること。
- 2 設置完了から30日以内又は設置が完了した日の属する年度の2月20日（2月20日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）のいずれか早い日までに、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実績報告書（様式第10号）に指定の書類を添付し、市長に提出すること。

不交付の理由

--

様式第7号（第8条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業変更承認申請書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
交付決定者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付けで商品券の交付決定を受けた春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業について変更したいので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定番号	第 号
設置場所	春日部市
変更内容	変更前
	変更後
変更の理由	
変更の年月日	年 月 日 (予定)

【添付書類】 提出書類をご確認の上、□にチェックを入れてください。

- 春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付決定通知書の写し
- 変更内容を確認できる書類の写し

様式第8号（第8条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

年 月 日付けで変更承認申請について、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり通知します。

決定内容	承認・不承認	交付決定番号	第 号
変更後の商品券交付決定額			円
変更内容			

（変更後の交付決定額内訳）

太陽光発電設備	円
（太陽電池モジュール出力）	（ kW）
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備（エネファーム）	円
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備（エコウィル）	円
太陽熱利用設備（自然循環型）	円
太陽熱利用設備（強制循環型）	円
地中熱利用設備	円
定置用リチウムイオン蓄電池設備	円
（蓄電池容量）	（ kWh）
電気自動車等充給電設備（V2H）	円

不承認の理由

--

様式第9号（第9条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付申請取下書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
交付決定者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付で奨励金の交付決定のあった春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業について取り下げたいので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第9条の規定により届け出ます。

1 交付決定内容

交付決定番号	第 号
設置場所	春日部市
商品券交付決定額	円

2 取下げの理由

【添付書類】 提出書類をご確認の上、□にチェックを入れてください。

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付決定通知書の写し

様式第10号（第11条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実績報告書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
交付決定者 住 所
氏 名
電話番号 ()

年 月 日付けで商品券の交付決定を受けた春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業について、対象設備の設置が完了したので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

交付決定番号	第 号
商品券交付決定額	円

設備等

設 置 場 所	春日部市
住 宅 の 所 有 者 氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（省略可）
設 置 設 備 の 種 類 ※該当設備に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（太陽電池モジュール出力 kW） <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 コージェネレーション設備（エネファーム） <input type="checkbox"/> 家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備（エコウィル） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 自然循環型 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 強制循環型 <input type="checkbox"/> 地中熱利用設備 <input type="checkbox"/> 定置用リチウムイオン蓄電池設備（蓄電池容量 kWh） <input type="checkbox"/> 電気自動車等充給設備（V2H）
未 使 用 品 の 確 認	<input type="checkbox"/> 設置した対象設備は未使用品である
V2H 又は蓄電池設備設置の場合	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備を接続した住宅と電氣的に接続し固定している
設 置 完 了 日	年 月 日

実績報告書添付書類確認表

交付決定者 氏名 _____

	実績報告用添付書類の項目	住宅種別における申請区分	
		□既存	□建築予定
①	春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実績報告書 (様式第 1 0 号)		
②	事業結果報告書 (実績報告用) (様式第 1 2 号)		
③	対象設備の設置に係る領収書 (収入印紙の貼付のあるもの) の写し		
④	領収内訳書 (様式第 1 3 号)		
⑤	電力会社との接続契約を証する書類 (接続契約のお知らせ等) ※太陽光発電設備設置の場合		
⑥	設置後のカラー写真 (対象設備の設置状況が確認できるもの) ※太陽光発電設備の場合は太陽電池モジュール、パワーコンディショナ及び電力量計の写真		
⑦	住宅の所有者が確認できる書類 (下記のいずれか) ※建築予定住宅で申請時未提出の場合は必須		
	(1) 完了検査の検査済証の写し		
	(2) 引渡証の写し		
⑧	(3) 登記事項証明書 (登記簿謄本) 原本 (発行後 3 か月以内) ※登記情報提供サービスは不可		
	住民票の写し (原本) (発行後 3 か月以内) ※交付申請時に市民税等及び住民情報の調査同意書 (様式第 5 号) のない時		
⑨	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類で判断できない時		

※添付した書類の該当欄 (申請区分の列) に、○を記入してください。

添付した書類の確認をしました。 □申請者と同じ (以下記載不要)		
確認者	会社名	氏名
	電話番号 ()	

様式第12号（第11条関係）

事業結果報告書（実績報告用）

対象設備	仕様	商品券交付決定額（円）
太陽光発電設備	製造者 型名（太陽電池モジュール） 太陽電池モジュール出力 kW 型名（パワーコン）	
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備 （エネファーム）	製造者 型名（発電） 発電出力 kW 型名（貯湯） 貯湯容量 L	
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備 （エコウィル）	製造者 型名（発電） 発電出力 kW 型名（貯湯） 貯湯容量 L	
太陽熱利用設備 （自然循環型）	製造者 型名 貯湯容量 L 集熱面積 m ²	
太陽熱利用設備 （強制循環型）	製造者 型名（貯湯） 貯湯容量 L 型名（集熱） 集熱面積 m ²	
地中熱利用設備	製造者 型名 能力 冷房 kW 暖房 kW	
定置用 リチウムイオン蓄電池設備	製造者 型名 蓄電池容量 kwh	
電気自動車等 充給電設備（V2H）	製造者 型名	
合計		

様式第13号（第11条関係）

領収内訳書

年 月 日

春日部市長 あて

会社名

所在地

代表者名

電話番号

()

印

交付決定者 様の春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業に係る経費に関し、次の内訳のとおり領収したことを証明します。

1 領収内訳（太陽光発電設備も記載）

対象設備の種類	項目	金額(円)	備考
	機器に係る費用		
	工事に係る費用		
	機器に係る費用		
	工事に係る費用		
	機器に係る費用		
	工事に係る費用		
	機器に係る費用		
	工事に係る費用		
	機器に係る費用		
	工事に係る費用		
対象設備費計 ①			
その他費用 ②			

2 領収書記載額

計(①+②)	円
消費税	円
合計(領収書金額)	円

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業確定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

年 月 日付けで実績報告のありました春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業について、次のとおり商品券の額を確定したので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第12条の規定により通知します。

交付決定番号	第 号
商品券交付確定額	円

(交付確定額内訳)

太陽光発電設備	円
(太陽電池モジュール出力)	(kW)
家庭用燃料電池 コージェネレーション設備 (エネファーム)	円
家庭用ガスエンジン コージェネレーション設備 (エコウィル)	円
太陽熱利用設備 自然循環型	円
太陽熱利用設備 強制循環型	円
地中熱利用設備	円
定置用リチウムイオン蓄電池設備	円
(蓄電池容量)	(kWh)
電気自動車等充給電設備 (V2H)	円

遵守事項

- 1 設置した対象設備に係る収入、支出等を明らかにした書類、帳簿等を整備し、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第16条第2項で定める期間保存しておくこと。
- 2 対象設備を適正に管理し、設置工事完了の日から春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第17条第1項で定める期間を経過するまでは商品券の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け等を行わないこと。

◎奨励金は商品券にて窓口で交付します。この通知と本人確認書類（運転免許証、保険証、パスポート等本人の写真が添付されたもの）と印鑑を持参のうえ環境政策課までお越しください。同居の家族（18歳以上）に対しても交付は可能ですが、委任状が必要となります。

交付期限は、この通知書の通知日の属する年度の末日まで（年度の末日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで）。

様式第16号（第14条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業交付取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長 印

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第14条第2項の規定により、次のとおり取り消したので、通知します。

交付決定番号	第 号
--------	-----

取消しの理由

--

様式第17号（第15条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業返還命令書

第 号
年 月 日

様

春日部市長 印

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり返還を命じます。

交付決定番号	第 号
既交付の商品券の額	円
返還すべき商品券の額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 方 法	
返還を命ずる理由	

様式第18号（第17条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備事業財産処分承認申請書

年 月 日

春日部市長 あて

郵便番号
受領者 住 所
氏 名
電話番号 ()

春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業により取得した家庭用環境配慮型設備を、下記のとおり処分したいので、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第17条第2項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定日	年 月 日
交付決定番号	第 号
設置場所	春日部市
処分予定日	年 月 日
処分の方法	売却・譲渡・貸与・担保・廃棄・その他
処分の理由	

様式第19号（第17条関係）

春日部市家庭用環境配慮型設備処分承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長 印

年 月 日付け春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業財産処分承認申請について、春日部市家庭用環境配慮型設備設置奨励事業実施要綱第17条第3項の規定により、次のとおり通知します。

記

交付決定番号	第 号
処分の方法	売却・譲渡・貸与・担保・廃棄・その他
決定内容	承認・不承認
不承認の理由	